

## 岩手県野球協会事業運営委員会規程

第1条 岩手県野球協会（以下「協会」という。）が主催する大会等の事業運営を円滑に進めるため、事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第2条 委員会は、協会理事会において選任された10名以内の委員をもって構成し、委員は、岩手県野球協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は、協会役員の任期による。

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 委員会の協議事項は、出席者の過半数をもって決定する。

第4条 委員会で協議する所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 各種大会開催に伴う補助金交付及び運営に関する事。

(2) 大会開催要項及び大会各種資料に関する事。

(3) 大会開催時における不祥事等に関する事。

(4) 大会会場及び開催日程の調整に関する事。

(5) ティーボール連盟との事業連携に関する事。

(6) 会長からの諮問事項に関する事。

(7) その他必要と認められる事項に関する事。

第5条 委員長は、前条の規定により協議した事項については、会長にその都度報告するものとする。

第6条 委員会の庶務は、協会事務局において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成14年3月14日から施行する。